|人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関するLOTへの口頭回答|

まず、LOTの6及び8で言及のあったヘイトスピーチの解消に向けた取組について説明します。

2016年に施行されたヘイトスピーチ解消法第5条に規定されている差別的言動に関する相談体制の実施に関して、法務省は、2017年4月から「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」の対応言語を6か国語(英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語)に拡大しました。また、従来、全国10か所に設置していた「外国人のための人権相談所」を、全国50か所の法務局・地方法務局に拡大するなど、相談体制のより一層の整備に努めています。

また、メディア及びインターネット上におけるヘイトスピーチへの対処に関して、人種差別を含む不当な差別や偏見の解消に向けて、講演会の開催や啓発冊子の配布などの様々な啓発活動を行っています。その一環として、インターネット上で外国人を排斥する趣旨の言動が行われていることも踏まえ、法務省のホームページに「外国人の人権」に関するページを設けるとともに、インターネット上の検索サイト等に外国人の人権に関するバナー広告を実施するなどしました。

また、全国の法務局において、被害者から被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っています。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、違法性が認められる場合には、法務局においてプロバイダ等に対して当該情報の削除を要請しており、2017年中においては、計568件の削助要請が行われるなど、被害者の適切な救済が図られています。

総務省は、インターネット上のヘイトスピーチ等に対するプロバイダ等による 適切な対応を促進するために、民間事業者団体による「違法・有害情報への対応 等に関する契約約款モデル条項」の策定を支援しています。

次に、LOTの9で言及のあったアイヌの人々の権利の保護・促進のための措置について説明します。

2008年6月に採択された国会決議を受けて内閣官房長官の下に設置した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が2009年7月に日本政府に提出した報告書において、国連宣言の関連条項を参照しつつ、アイヌの人々が先住

民族であるという認識に立ち、今後のアイヌ政策の理念や我が国及びアイヌの 人々の実情に応じた具体的政策が提言されています。

同報告書を受け、政府は、2009年12月、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」を設置しました。同会議やその作業部会の構成員のうち、アイヌの委員は、1/3以上を占めており、アイヌの人々の関与を十分得ながら施策を推進しています。政府は、引き続き、アイヌの人々の意見をよく聴きながら、具体的政策を着実に実行していくこととしています。

アイヌの人々の生活水準に関しては、北海道の調査によれば、着実に向上しつつあるものの、なお北海道内の一般との格差は是正されたとはいえない状況にあり、政府は、北海道が進めている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に対し必要な協力を行っています。また、北海道アイヌ集落における住民の生活改善、福祉の向上を図るための施設である生活館において、生活上の各種相談事業や人権啓発事業等を総合的に実施しています。

アイヌの人々の教育に関しては、2016年に北海道が策定した「第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」により、教育の機会均等の観点から、経済的な問題で進学を断念することがないよう、アイヌの子弟を対象とした奨学金事業を行っており、政府はその経費の一部を補助しています。2017年北海道アイヌ生活実態調査によると、高校への進学率は95.1%で、前回調査(2013年)と比べ2.5%増加、大学(短大を含む。)への進学率は33.3%で、前回調査と比べ7.5%増加しており、教育へのアクセスの改善が図られています。

アイヌの人々の雇用に関しては、企業の採用選考に当たって、応募者の基本的 人権を尊重し、就職差別を未然に防ぐという観点から、応募者の適性・能力を基 準とした公正な採用選考を行うよう、雇用主に対して指導・啓発を行っています。

アイヌの人々の文化の保護・振興に関しては、2009年2月にユネスコが、アイヌ語を含む日本の八つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受け、政府は、アイヌ語の危機状況や保存・継承のための取組状況等を調査し、危機的な状況にあることを確認しました。この調査結果を受け、アイヌ語の音声資料を学習等に利用できる環境を整えるために、アーカイブ化を計画し、2015年度から、アイヌ語の音声資料のデジタル化と、アーカイブ作成支援を行っています。併せて、アイヌ語話者も登壇する、アイヌ語を含む消滅の危機にある言語・方言について周知する催しや、アイヌの方々も委員となっている、関連地域の行政担当者と研究者の情報共有等を行うための会議も行っています。

また、アイヌ文化の振興と国民理解の促進を図るため、公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施する「アイヌに関する総合的な研究の推進」、「アイヌ語の振

興」,「アイヌ文化の振興」,「伝統的生活空間を利用した伝承者育成事業」といった事業に対して支援を行っています。

アイヌの人々の土地に対する権利に関して、我が国においては、何人も国内法に基づき土地に対する所有権その他の財産権が保障されており、アイヌの人々も日本国民として、こうした権利を全て等しく保障されています。なお、土地・資源の利活用によりアイヌ文化の総合的な伝承活動等を可能にするため、上記報告書は、アイヌの伝統的生活空間(イオル)再生事業の拡充等を提言しており、政府では、こうした提言を踏まえて着実に施策を推進しています。

次に、LOTの17で言及のあった技能実習制度の改善のための措置について 説明します。

技能実習制度については、同制度に対する指摘・意見を踏まえ、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護を図るため、2016年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」を制定し、同法は2017年11月施行されました。

同法においては

- ① 国の責務として、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的・効果的に推進することを明確に規定した上で
- ② 技能実習生に対する人権侵害行為の禁止. 罰則の整備
- ③ 技能実習生からの相談・申告への対応
- ④ 技能実習生に対する転籍支援の義務化
- ⑤ 監理団体や実習実施者に対する調査・検査等を行う外国人技能実習機構の設立

等が定められ、これらにより技能実習生の保護を行っています。

また,2017年4月には,「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」を含む技能実習法関係政省令及び告示が公布されました。同基本方針は,技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を達成するための基本的な考え方を示しており,国及び外国人技能実習機構並びに監理団体及び実習実施者等は,同基本方針で示された留意点を踏まえた制度の運用・活用を行っています。

また、技能実習制度の監理団体に対する監督指導の実施に関して、労働基準監督機関においては、実習実施者において認められた労働基準関係法令違反について、監理団体の関与が疑われる場合は、その監理団体に対して厳しく指導を行っています。また、同機関においては、技能実習法に基づき、監理団体に対し立入調査を行うなどにより、実習実施者に対する労働基準法等の労働に関する法令に係る指導等の状況を確認することとしています。

次に、LOTの20で言及のあった人身取引に対する取組について説明します。 2017年7月、日本は、人身取引を含む国際的な組織犯罪に対処すべく、パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)及び人身取引議定書を締結しました。

政府は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、2014年12月、新たに「人身取引対策行動計画2014」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を開催することとしました。

現在、関係省庁が連携し、具体的には、実態把握の徹底、人身取引の防止・撲滅、被害者の認知の推進及び保護・支援等を推進しています。

例えば、警察では、風俗営業等に係る不法就労事犯等の取締りを行うほか、匿名通報ダイヤルの運用、多言語で作成したリーフレット等による広報・啓発活動を通じて、潜在化しやすい情報を幅広く収集し、被害者の早期保護、被疑者の検挙に努めています。

婦人相談所においては、関係行政機関から人身取引被害者の保護要請を受け又は自ら認知した場合において、被害者の了承を得た上で警察や入国管理局への通報を行うほか、人身取引被害者に対する衣食住の提供、夜間警備体制の整備など、保護中の支援の充実を図っています。

海上保安庁では、人身取引被害者を含む犯罪被害者等に対し、刑事手続の概要 及び捜査状況、被疑者の逮捕・当地状況等、被害者の救済や不安の解消に資する と認められる事項の説明を行う等、犯罪被害者等の支援策を講じています。

また、法務省では、2005年、出入国管理及び難民認定法の改正により、外国人被害者に在留特別許可できる規定を新設するなどして、被害者保護を強化しています。

さらに、外国人被害者については、IOMへの拠出を通じ、母国への安全な帰国及び帰国後の社会復帰支援事業を実施しています。2005年5月以降2018年6月末までに、321人に対し帰国支援を提供しています。

今後とも,人身取引の根絶を目指し,政府一丸となって取り組んでいく所存です。

最後に、日本政府としては、人種差別撤廃条約は、日本が同条約を締結(1995年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されず、慰安婦問題は、人種差別撤廃条約第1条1にいう「人種差別」には該当しないと考えており、慰安婦問題を同条約の実施状況に係る審査において取り上げることは適切ではないと考えますが、LOTの14で慰安婦問題について言及があったところ、この機会に改めて説明します。

日本政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しています。日本政府は、これまで官房長官談話や総理の手紙の発出等で、元慰安婦の方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げてきました。

また、生存している慰安婦とその家族に対する補償の提供に関して、日本政府としては、慰安婦問題を含む先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約、日韓請求権協定及びその他の条約により、法的には解決済みとの立場ですが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等を行うアジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきました。また、これらの事業が実施される際には、現職の内閣総理大臣から元慰安婦の方々ひとりひとりに対し、「おわびの手紙」を送付しました。

アジア女性基金は2007年3月に解散しましたが、日本政府としては、今後ともアジア女性基金の事業に表れた日本国民及び政府の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう引き続き努力するとともに、慰安婦問題に関する日本の考え方や取組に対し、国際社会から客観的な事実関係に基づく正当な評価を得られるよう引き続き努力していきます。

また韓国との間の慰安婦問題については、2015年12月には、日韓両政府は、多大な外交努力の末に合意に至り、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的」な解決を確認しました。

日韓両国で約束し、国際社会も評価している日韓合意が、引き続き着実に実施 されることが重要であると考えます。

(了)